



共済やまなし

No.182

—2024. 3—



令和5年度末に退職されるみなさんへ	
人事異動に伴う組合員証関係手続きについて	2
退職後の医療保険制度(保険証)について	3
任意継続組合員加入手続きについて	4
組合員証返納チャート	5
年金関係の手続きについて	6
退職時の貸付未償還金の償還について	7
被扶養者の資格確認を行いました	7
障害厚生年金について	8
第6回ウォーキング・グランプリの結果報告	9
組合員のページ	10
令和6年度あなたが受けられる健診早わかり一覧	11
健康相談事業	12

発行

公立学校共済組合山梨支部

電話 055-223-1745

<https://www.kouritu.or.jp/yamanashi/>

令和5年度末に退職されるみなさんへ

- ◆ 人事異動等に伴う組合員証関係手続きについて …… 2ページ
- ◆ 退職後の医療保険制度（保険証）について …… 3ページ
- ◆ 任意継続組合員加入手続きについて …… 4ページ
- ◆ 組合員証返納チャート …… 5ページ
- ◆ 年金関係の手続きについて …… 6ページ
- ◆ 退職時の貸付未償還金の償還について …… 7ページ

人事異動等に伴う組合員証関係手続きについて

組合員が退職・採用等により組合員資格を喪失・取得する場合は、以下のとおり手続きを行ってください。次に加える保険者の保険証がすぐに届かない場合であっても、資格喪失後は当共済組合の組合員証等は使用できません。資格喪失後に誤って使用した場合、共済組合が負担した医療費を返還していただきます。手続きの詳細は、2月中旬に各所属所及び市町村あてに通知しましたので御確認ください。

1 退職、他共済組合へ転出の方は、3～5ページを御確認ください。

- 退職後の医療保険制度についての動画をアップしています。

【公立学校共済組合山梨支部のホームページ】→【組合員のページ】→【令和5年度ライフプランセミナー資料】

2 新採用者または公立学校共済組合山梨支部への転入者は、組合員資格取得申告をしてください。

- 共済組合で申告書を受け付けし、審査後に組合員証を発行しますので、交付は4月中旬以降となります。
- 交付を受ける前に医療機関にかかる場合は、一旦全額自己負担していただき、後日医療機関へ組合員証を提示し差額の清算をお願いします。差額の清算ができない場合は、所属所の事務担当者を経由して療養費の請求を行ってください。

3 新たに被扶養者の認定を希望する場合は、被扶養者認定申告をしてください。

- 被扶養者の要件を備えた日から30日以内に受付……要件を備えた日から認定
- 被扶養者の要件を備えた日から30日を超えて受付…受付日から認定☞となるので注意

4 被扶養者の要件を欠く場合は、被扶養者認定取消申告を行い、組合員被扶養者証を返納してください。

- 特に、子どもが学校を卒業し、4.1から就職した際の取消申告忘れが多くみられます。

5 扶養手当の支給終了後も組合員が引き続き被扶養者を扶養している場合は、記載事項変更申告をしてください。

- 扶養手当の支給が終了した後も、被扶養者としての要件を備えていれば、引続きお持ちの組合員被扶養者証を使用できます。普通認定（扶養手当該当）から特別認定（扶養手当非該当）への切り替え手続きが必要となるため、被扶養者資格確認（例年8～10月頃）時に記載事項変更申告書を提出してください。

6 住所や氏名等が変わった場合は、住所変更申告、記載事項変更申告をしてください。

- 住所変更があった場合は、住所変更申告書を提出してください。被扶養者の住所（住民票記載）変更した場合は、被扶養者の申告書と住民票の写しが必要です。（別居⇄同居に変わった場合も住所変更の申告が必要となります。）
- 組合員証（被扶養者証）裏面記載の旧住所は2本線で消し、新住所を下の余白へ記載してください。
- 改姓等により組合員証の記載事項を変更する場合は、記載事項変更申告書と組合員証を提出してください。



退職後の医療保険制度（保険証）について

退職すると、今持っている保険証は使用できなくなります。退職後に使用する保険証は以下から選択することとなります。質問に答えて、あなたに合った保険証を選択しましょう。

どの医療保険に加入したらいいの？

- ①掛金額が安いものを選ぶ
- ②給付の内容が充実しているものを選ぶ
(定期的に医療機関等を受診する場合等)



START

退職又は任期満了

暫定再任用(常勤)となる。

YES

YES

NO

NO

退職の翌日に再就職する。(※1)

定年前再任用短時間・暫定再任用(短時間)はYESへ

再就職先で
保険証が発行される。
(再就職先へ要確認)

定年前再任用短時間・暫定再任用(短時間)
20時間未満はNOへ

NO

退職日の前日まで、引き続き1年以上
の組合員期間(※2)がある。(任意継続組
合員であった期間は、引き続き期間に
含まれない)

YES

NO

YES

本人の選択

公立学校共済組合の
任意継続組合員になる。

NO

家族の保険証の扶養に入る。
(収入が一定額未満などの条件を
満たしている必要がある)

YES

NO

YES

NO

①
再就職先の
保険証を使う

②
任意継続組合員になる
(最長2年加入)

③
家族の保険証の
扶養に入る

④
国民健康保険
に入る

⑤
引き続きお持ち
の保険証を使う

	① 再就職先の 保険証を使う	② 任意継続組合員になる (最長2年加入)	③ 家族の保険証の 扶養に入る	④ 国民健康保険 に入る	⑤ 引き続きお持ち の保険証を使う
掛金(保険料)	保険証の発行元により異なる	退職時の標準報酬月額を元に算出 ◆令和6年度 最高月額:41,465円 最高年額:497,580円	負担なし	前年の収入をベースに算出 ※市区町村により異なる 令和5年度(参考) 最高年額: 1,040,000円	標準報酬月額を元に算出され、給与から天引きされる。
手続き窓口	再就職先の保険証担当	公立学校共済組合 山梨支部	家族の勤務先の保険証担当	住所地の市区町村役場の国民健康保険担当	特に手続きなし
その他	勤務形態によっては保険証が発行されないこともある その場合は②~④のいずれかを選ぶことになる	加入する場合は、 退職日から20日以内に申出及び掛金の納付が必要となる 被扶養者の認定は継続される	個人年金や財形年金も収入に含まれる 扶養に入るための条件については、事前に確認が必要となる	被扶養者分の保険料も世帯主が負担することになる	3月まで使用の保険証を返却せずに、そのまま使用する

※1 退職後、空白期間を置いて再び任用予定のある方は、共済組合へご連絡ください。

※2 当共済組合の組合員資格取得の前日まで他の共済組合の組合員だった方は、他の共済組合での組合員期間も通算されます(私学共済を除く)。



任意継続組合員加入手続きについて

任意継続組合員とは？

退職後も引き続き、医療給付等の短期給付と福祉事業それぞれについて一部の適用を受けることができる制度です。最長2年間加入することができます。

なお、加入するかどうかは任意となります。共済組合の任意継続組合員にならない場合は、国民健康保険等何らかの医療保険制度に加入し、新しい健康保険証の発行手続きを行ってください。

任意継続組合員になるための要件は？

- 退職日の前日まで引き続き1年以上の組合員期間があること（※1）
 - 退職日から起算して20日以内に加入申出をし、掛金を払込むこと（※2）
- ※1 退職日を含めると1年と1日以上で組合員期間が必要です。この期間の中には、過去に任意継続組合員であった期間は含みません。
- ※2 期限を過ぎての申出、掛金の払込がされても、任意継続組合員になることはできません。

掛金額はどのくらい？

任意継続組合員の掛金は、短期掛金と介護掛金を合算した金額となります。計算方法は以下のとおりです。

掛金の種類	対象者	掛金額の計算方法
短期(月額)	全員	下記①・②のいずれか少ない額 × 93.20 ÷ 1,000
介護(月額)	40歳以上65歳未満の組合員のみ	下記①・②のいずれか少ない額 × 15.92 ÷ 1,000

- ①退職時の標準報酬月額（給与支給明細書をご確認ください）
- ②令和5年9月30日時点の全組合員の平均標準報酬月額（380,000円）
- 掛金の納め方は、「12ヶ月払い」「6ヶ月払い」「毎月払い(※)」から選択することができます。
- ※「毎月払い」では指定口座の残高不足により口座引き落としが不能となるケースがあります。前月までに掛金の入金がないと、任意継続組合員の資格を喪失することとなります。

任意継続組合員加入手続きは何をすればいいの？

任意継続組合員加入手続きの流れは以下のとおりです。日程の詳細については、2月に通知を送付しておりますので、ご確認ください。



※3月31日退職の場合、加入手続きの最終締切は4月19日(金)です。

この日までに掛金の払込を確認できない場合は、任意継続組合員になることはできません。

現在被扶養者になっている家族はどうなるの？

在職中から被扶養者証が発行されている方は、引き続き被扶養者として認定されます。就職などにより扶養から外れる場合は、「任意継続組合員申出書」にその旨を記入してください。

新たに被扶養者の認定を希望する場合も、「任意継続組合員申出書」に必要事項を記入してください。申請に必要な書類についてご案内させていただきます。



組合員証返納チャート

Q1. 退職後、再就職または引き続きの任用予定はありますか？

- ①ある……………Q2 へ
- ②なし……………① へ



Q2. 再就職先または次の任用先で加入する保険(証)はどれですか？

- ①公立学校共済組合山梨支部……………Q3 へ
- ②公立学校共済組合他県の支部……………Q3 へ
- ③上記以外または保険証発行なし※……………① へ
※定年前再任用短時間・暫定再任用(短時間)勤務職員など週20時間未満の方



Q3. 再就職日または引き続きの任用開始日は退職日等の翌日ですか？

- ①退職日等の翌日
(例: 3/31 退職なら 4/1)……………Q4 へ
- ②退職日等から数日後
(例: 次の任用開始日が 4/2 以降)
 - ②-1 山梨支部に加入する……………④ へ
 - ②-2 他県の支部に加入する……………① へ
- ③退職日等から1か月以上経過してから
(例: 次の任用開始日が 5/1 以降)……………① へ



Q4. 退職時の任用元と再就職先等の任用元は同じですか？

- ①同じ(山梨県教育委員会)……………Q5 へ
- ②同じ
(同市町村の教育委員会、大学など)……………③ へ
- ③異なる
 - ③-1 他の教育委員会
(例: 県教委⇄市教委など)……………Q5 へ
 - ③-2 他県の支部……………② へ



Q5. 退職時と再就職後の任用の組合員番号は同じですか？

- ①違う……………① へ
- ②同じ……………③ へ
(ただし、次の任用が2ヵ月以内)…④ へ

設問に答え、組合員証返納の要否を確認してください。



結果

① 返納する	<p>県採用者の場合 ⇒退職時の所属所へ</p> <p>市町村採用者の場合 ⇒退職時の所属機関へ</p> <p>組合員証・被扶養者証を返納してください。 ◎任意継続組合員になる方は、新しい証が交付されます。</p>
② 公立共済 他県の支部 へ返納する	<p>次の勤務先の事務担当者へ組合員証・被扶養者証を返納してください。</p> <p>※次の勤務先で回収後、公立学校共済組合他支部を経由して山梨支部へ返納されます。</p>
③ 返納しない	<p>現在お持ちの組合員証・被扶養者証を引き続き使用してください。</p>
④ 公立共済 山梨支部に 相談する	<p>任用形態や退職日から次の任用開始日までの日数等によって取り扱いが異なります。個別に判断しますので、公立学校共済組合山梨支部までご連絡ください。</p>



県教委任用の会計年度任用職員だった方が他の任用形態として任用となった(またはその逆)場合は、組合員番号が変わります。

令和5年度末に退職される一般組合員・短期組合員の方へ ～年金関係の手続き～

一般組合員及び短期組合員の方が退職される場合は、退職後の状況に合わせて、次のとおり年金関係の退職手続きをお願いします。手続き書類の提出方法や期日等の詳細については、2月中旬に各所属所及び市町村あてに通知しましたのでご確認ください。

退職翌日（4月1日）の状況	次の①～④のうち該当する手続きをしてください。			
	①	②	③	④
	4/1 付で公立共済の「一般組合員」になる 一般組合員…下欄※1参照	4/1 付で公立共済の「短期組合員」になる 短期組合員…下欄※2参照	公立共済以外の厚生年金に加入して働く （②の場合を除く）	次のいずれかに該当 *再就職しない *厚生年金に加入せずに働く *次の任用開始日が4/2以降である
退職時の年金関係手続き	退職届書等の提出は不要です。 ◆4/1付で任用されない方（退職後次の任用開始まで1日～数日の期間が空く方）は④の手続きをご覧ください。	年度末時点で一般組合員かつ年金受給者の方が、短期組合員になる場合は「退職届書」を提出してください。 上記以外の方は退職届書の提出不要です。	年金受給の有無にかかわらず「退職届書」を提出してください。	年金受給の有無にかかわらず「退職届書」を提出してください。
退職後の年金加入	引き続き公立共済の年金に加入します。 60歳未満の被扶養配偶者は引き続き、国民年金第3号被保険者となります。（組合員が65歳未満の場合）	短期組合員として在職中は、日本年金機構の厚生年金に加入します。 60歳未満の被扶養配偶者がいる場合は、国民年金第3号被保険者の手続きも必要です。（組合員が65歳未満の場合。手続きは所属所の事務担当の方が行う）	再就職先の厚生年金に加入します。 60歳未満の被扶養配偶者がいる方は、再就職先で、国民年金第3号被保険者の手続きをしてください。	60歳未満の方（被扶養配偶者も含む）は国民年金保険等に加入してください。 （厚生年金加入している配偶者の被扶養者になる場合を除く）

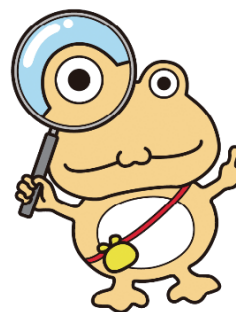
- ※1 一般組合員とは、共済組合の年金に加入している方です。
 例) 正規、再任用フルタイム、任期付、会計年度任用（フル2年目以上）、有期雇用 など
- ※2 短期組合員とは、共済組合の年金適用外のため日本年金機構の厚生年金に加入している方です。
 例) 臨時的任用（2ヶ月を超える任用のみ）、会計年度任用（フル1年目、短時間） など

退職時の貸付未償還金の償還について

退職される方で貸付の未償還金（経過利息や猶予残高を含む）がある場合、退職手当から控除されます。お手続きは不要です。

定年年齢引上げに伴って60歳以降も借入金の償還が続く方につきましては、給料月額が7割水準となりますが、償還額は変わらず、給料等からの控除は継続されますので、ご注意ください。

*一部繰り上げ償還を申請して頂くことにより未償還元金を減らし、1回あたりの償還額を下げることが可能です。



お問い合わせ先 055-223-1745（貸付担当）

被扶養者の資格確認を行いました

昨年9月の被扶養者資格確認に御協力いただきありがとうございました。今年度も遡って認定取消となる事例が多数ありました。被扶養者の収入については、日頃から確認していただくようお願いいたします。次のような認定取消事例には、気を付けましょう!!

- 1 就職により、勤務先の健康保険に加入していた。
注意 被扶養者が就職した場合は、速やかに取消の手続きをしてください。医療機関が情報連携等により資格の確認をした際、二重加入となっていることで混乱が生じます。
- 2 複数の収入があり、基準額を超えていた。
 - ①公的年金を受給しながら、パート等で働いていて、年金とパート収入の合計額が、3か月連続で150,000円を超過していた。
 - ②個人年金のみであったが、公的年金を受給するようになり、年額の合計が180万円を超える見込みとなった。
 - ③アルバイト場所を増やしたため、収入を合算すると年額が130万円を超過していた。
- 3 夫婦共同扶養により、子を扶養しているが、配偶者の方が収入が多くなった。
 - ①配偶者には、給与収入以外に、株取引や不動産所得による所得があった。
 - ②組合員が再任用になり、前年より給与が減る見込みとなった。等

※ 被扶養者がアルバイトやパートをしている場合は、必ず各月收入額がわかる明細書を保管しておいてください。

障害厚生年金について

組合員期間中に初診日がある病気やけがにより、一定の障害状態となったときに障害厚生年金の請求ができます。受給要件に該当すれば、在職中または退職後であっても請求できます。

■ 受給要件

次の要件をすべて満たしている場合に受給できます。

- ①初診日において組合員（厚生年金被保険者）であること。
※「初診日」とは、その傷病で初めて医師の診療を受けた日をいいます。
- ②障害認定日に障害等級の1級から3級に該当する障害の状態にあること。
※「障害認定日」とは、初診日から1年6月を経過した日または症状が固定した日をいいます。
※障害等級は、障害者手帳の等級とは異なります。
- ③障害認定日では障害等級に該当しなかったが、その後症状が進行し、65歳に達する日の前日までに障害等級の1級から3級に該当する状態になったとき。
- ④国民年金の保険料の納付要件を満たしていること。
※納付要件とは、初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が、公的年金制度の被保険者期間の3分の2以上あること。

■ 特例症例

「障害認定日」の特例として、次の傷病に該当する場合は、初診日から1年6月を経過しなくても下表のそれぞれの日が障害認定日になります。

症 例	障 害 認 定 日
上肢・下肢を切断、離断した場合	離断または切断した日
人工骨頭、人工関節を挿入、置換した場合	挿入、置換日
脳血管疾患による機能障害	初診日から起算して6ヶ月を経過した日以後 ※医学的観点から、それ以上の機能回復がほとんど望めない場合に限る。
心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器(ICD)または人工弁を装着した場合	装着日
心臓移植、人工心臓、補助人工心臓	移植または装着日
CRT(心臓再同期医療機器)、CRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器)	装着日
人工透析療法を施行した場合	透析開始から3ヶ月を経過した日
人工肛門を造設、尿路変更術を施した場合	施した日から6ヶ月を経過した日
新膀胱を造設した場合	造設日
喉頭全摘出手術を施した場合	手術日
在宅酸素療法を行っている場合	在宅酸素療法を開始した日
遷延性植物状態である場合	状態に至った日から3ヶ月を経過した日

※障害厚生年金を請求できるのは、上記の症例に限りません。

■ 請求手続き

初診日が、公立学校共済組合山梨支部の組合員であった期間にあり、障害厚生年金を請求されたい場合は、当支部の年金担当(055-223-1746)まで電話でご相談ください。傷病に応じた専用の診断書用紙と、請求に必要な書類を送付します。

相談のお電話をいただく前に、ご確認ください

- ご自身の症状が障害等級1級から3級に該当するか（障害厚生年金を請求できるか）不明な場合は、主治医にご相談ください。
- 当支部にご連絡いただいた際に、「その傷病で初めて受診した日と医療機関名」「現在までの受診の履歴」などを簡単にお聞きしますので、事前にご確認ください。
- 傷病手当金を受給している方については、傷病手当金と障害厚生年金の受給期間が重複した場合、傷病手当金の支給額が調整されます。

第6回ウォーキング・グランプリ結果を ご報告します!!

「第6回ウォーキング・グランプリ」へは113所属所283チーム838名の皆様にご参加いただきました。
チーム平均歩数の上位10チームと個人歩数上位10名の皆様を発表させていただきます!

【チーム順位】

(歩数順・敬称略)



第1位

忍野中学校

古屋 信幸・上田 誠人・弦間 夏子

チーム平均歩数：958,359 歩



第2位

奥野田小学校

向山 紀子

チーム平均歩数：698,176 歩

第3位

南西中学校

長澤 宏隆・雨宮 陽子・西岡 妙子

492,253 歩

チーム順位	所属所	メンバー 1	メンバー 2	メンバー 3	チーム平均歩数
4位	中道北小学校	小林 勤	玉井 佑紀		479,674 歩
5位	羽黒小学校	岩間 真澄	横田 はつき	田口 ひろみ	458,394 歩
6位	里垣小学校	新堀 正樹	樋川 重行	平田 真大	448,213 歩
7位	一宮西小学校	志村 裕貴	望月 翔太	後藤 千乃	447,913 歩
8位	西条小学校	有泉 武士	清水 武	中嶋 能亜	431,720 歩
9位	勝沼中学校	三枝 敏明	林 秀亮	秋山 友奈	429,177 歩
10位	韮崎北西小学校	清水 未来	矢崎 久美子		427,842 歩

【個人順位】

個人順位	所属所	氏名	総歩数	平均歩数/日
👑 1位	忍野中学校	上田 誠人	2,262,250 歩	75,408 歩
👑 2位	一宮西小学校	志村 裕貴	802,500 歩	26,750 歩
👑 3位	奥野田小学校	向山 紀子	698,176 歩	23,272 歩
4位	石和東小学校	渡邊 真弓	697,151 歩	23,238 歩
5位	羽黒小学校	田口 ひろみ	678,895 歩	22,629 歩
6位	身延中学校	佐野 文寛	620,461 歩	20,682 歩
7位	山中湖村立東小学校	山口 輝彦	617,299 歩	20,576 歩
8位	南西中学校	長澤 宏隆	616,379 歩	20,545 歩
9位	勝沼中学校	大澤 祐子	589,400 歩	19,646 歩
10位	里垣小学校	平田 真大	560,107 歩	18,670 歩



事務局より：今年度もチームでの参加といたしました。昨年以上の皆様にご参加いただけましたこと、厚く感謝申し上げます。ウォーキング・グランプリが職場でのコミュニケーションや皆様の健康づくりの一助となれば幸いです。

先日、原稿を書くにあたりどんな内容を書こうかと思いにふけていると、とある銀行から送られてきた少額投資非課税制度(以下新NISA)の広告が目にとまりました。最近様々な場面で株価や投資信託・NISAなどの言葉をよく耳にする。金融庁が2019年6月に公表した、老後の資金は個人で貯めなければならないという「老後2000万円」は日本中に大きな衝撃を与えた。

「お金のテーマで大丈夫か？」という不安もあったが、今回は思い切ってお金について思いの丈を赴くままに書くことにした。

2024年1月からスタートした新NISA制度。読者の方々の中で既に活用している人はどのくらいいるのだろうか。教員の仲間でもお金や投資の話題を出すことはほぼない。「お金の為に教員をやっているわけではないから」そんな言葉もよく耳にする。

「金融リテラシー」を学ぶことは、社会参画や生活の基盤を築く上で重要な要素であるにも関わらず教育現場ではお金について十分な焦点が当てられていない現状がある。金融リテラシー教育とは「働いてお金を得る、お金を使う、お金を貯める(運用する)、お金を借りる」ことなどに関する教育である。ある調査では、日本人の75%が学校や勤務先で金融教育を受けたことが無く、62%の方が家庭でもお金の管理を教わっていないという結果であった。確かに自分自身、子どものころを振り返ってみても小学校や中学校でお金の教育を受けた記憶がない。ただただ働いてれば生涯、安心した生活が送れると信じて疑わなかった。

教師自身がお金の教育を受けてきていないこともお金への認識不足の影響が大きいかもしれない。だとするならば、子どもに教育する前にまずは私たち教員自身がお金に対する基本的な知識や金融リテラシーを身につける機会を増やすべきである。

子どもたちが生き抜く将来はどんな社会になっているのだろうか。労働人口が減っていく中、働く機会も場所も内容も今のままではいられない。ますます、老後は自分自身の手でどうにかしなければならないだろう。



これからの社会は予測不可能な令和の時代だからこそ、「これまでやってきたから大丈夫」は通用しない。それは金融リテラシー教育に対しても同様である。様々な場面において意思決定し、未来を自らの手で切り拓くことのできる子ども達を育てなければならない。

外部講師を招聘し租税について学ぶ子ども達

令和6年度 あなたが受けられる健診早わかり一覧

当支部では令和6年度、次のとおり健診事業を実施いたします。
健診の機会を有効活用して健康の保持・増進に心がけましょう。
なお、各健診の実施については事業毎に別途通知いたします。
※年齢は令和7年4月1日現在の年齢で確認してください。

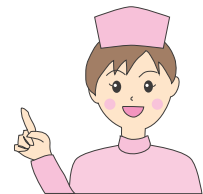
- ・指定年齢制人間ドックの対象は、任期に定めのない一般組合員です。
- ・任期に定めのある一般組合員、短期組合員は、希望制人間ドックの対象となります。
- ・任意継続組合員は人間ドックの対象外なので、希望制人間ドックの申し込みはできません。

翌年4月1日 現在の年齢	指定年齢制人間ドック				希 望 制 人間ドック	33歳 総合健診	子宮がん 検 診 (女性)	歯科健診	脳ドック	PET検査
	日帰り	腫瘍マーカー	骨粗鬆症 (女性)	脳ドック						
20～29歳以下					○		奇数年齢に実施			
30					○			○		
31					○		○			
32					○					
33					○	○	○			
34					○					
35					○		○			
36	○	○			○					
37					○		○			
38					○					
39	○	○	○		○		○			
40					○			○		
41	○	○			○		○			
42					○					
43					○		○			
44	○	○			○					
45					○		○	○		
46	○	○	○	○	○					
47					○		○			
48					○					
49	○	○			○		○			
50					○			○		
51	○	○	○		○		○			
52					○					
53					○		○			
54	○	○			○					
55					○		○	○		
56	○	○	○		○					
57	○	○			○		○			
58	○	○			○					
59	○	○			○		○			
60	○	○	○		○			○		
61					○		○			
62	○	○			○					
63					○		○			
64	○	○			○					
65					○		○			
66	○	○			○		○			
67					○					
68	○	○			○		○			
69					○		○			
70歳以上	希望者				○		奇数年齢に実施			

定員・360人
対象・全組合員
4月下旬募集予定

定員・54人
対象・60歳で勤続10年以上の組合員
4月下旬募集予定

- ※人間ドック事業は山梨県教育委員会と公立学校共済組合の連携事業として実施しています。
- ※指定年齢制人間ドック・33歳総合健診の対象者は、指定年齢の一般組合員（正規職員）です。
一般組合員（暫定再任用、任期付職員等）は除きます。
- ※希望制人間ドックの対象者は、指定年齢制人間ドック対象者を除く一般組合員、短期組合員です。
- ※奇数年齢の女性で人間ドック対象となった方の子宮がん検診は、人間ドックでの実施となります。
- ※33歳の子宮がん検診は、33歳総合健診で実施します。
- ※脳ドックの対象者は全組合員です。
- ※指定年齢制人間ドックの46歳では脳ドック（MRI・MRA検査）を実施しております。
- ※PET検査の対象者は、60歳で勤続10年以上の組合員です。





公立共済健康宣言 すずめ!健康!!
健康相談事業



ひとりで悩まず、 LINEで気軽に 相談してみませんか

不安で夜眠れない
人間関係でモヤモヤ...
憂うつ、気分が落ち込む
誰にも言えない...



心ほっとサポート@公立学校共済



《心ほっとサポート@公立学校共済》は、
教育現場で働くみなさんのメンタルヘルス相談窓口です。
「心の専門家」の公認心理師・臨床心理士等が、
親身になってあなたの悩みにお応えします。

予約不要

相談無料

プライバシー
厳守

相談して
よかった!

友だち追加
してね!



🌟対象者 公立学校共済組合の組合員の方

🌟相談日 毎週 **土 日 月 曜 日**
(祝日・年末年始も受け付けます)

🌟受付時間 **18:00～22:00** 仕事後でもOK

まずは
友だち追加から



@kouritukyosai_mh



悩みごと・心配ごととは抱え込まずに、まず相談

LINE相談受付時間外は、電話相談等をご利用ください。

電話・面談メンタルヘルス相談 ☎️ **0120-783-269** 悩み に向く 月～土曜日 10:00～22:00(祝日・年末年始を除く)
※面談の予約もできます(予約受付は20時まで)

Web相談(こころの相談) URL <https://www.mh-c.jp/> ログイン番号:783269(24時間受付)
※臨床心理士が3営業日以内を目処に個別にメールで回答

公立学校共済組合